

中国紙工業株式会社行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年 4月 1日～ 令和8年 3月 31日までの4年間
2. 内容

目標1：令和5年12月末までに年次有給休暇の年間取得日数を1人当たり平均9日以上とする。

<対策>

- 令和4年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和5年度～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 各年5月・8月 社内報などで取得促進を行う

目標2：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和4年4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和4年8月～ 社内報にて制度の説明を行う。